

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景、目的、計画の位置付け等

### (1) 計画策定の背景及び目的

全国的に急速に進む少子高齢化や人口減少、予期せぬ世界的な感染症禍、厳しさ和不透明感を増す国際情勢などに象徴されるように、私たちは、従来の常識や経験が必ずしも通用しない、先を見通すことが難しく環境の変化が目まぐるしい時代に暮らしています。

こうした予測が困難な変化に対し、社会に潜在する課題をいち早く見付け、スピード感を持ってその解決に取り組むとともに、様々な分野に丁寧な目を配り、それぞれの課題を解決し、ここに暮らす誰もが自然と住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくため、三条市では令和5年4月に「三条市総合計画」を策定しました。

この三条市総合計画では、将来都市像を「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち」と定め、まちづくりの方向性として、多くの人が住み続けたい、住んでみたいと自然に感じる「選びたくなるまち三条」を目指すこととしました。

そのためには、快適な暮らしに欠かせない道路などの社会インフラや利便性の高い公共交通システムなど、地域のニーズや社会情勢などを踏まえた今日的な生活環境の整備に取り組む必要があります。

三条市では、平成20年3月に「三条市地域公共交通総合連携計画」を策定し、公共交通の利用者数の減少に伴う不採算路線の見直し、移動利便性の低下という大きな課題に対し、市内全域に設置した停留所間を移動できるデマンド交通ひめさゆりを始め、主に下田地域の高校生の通学手段を確保する高校生通学ライナーバス、井栗地区の住民が自ら地域の移動手段を確保する井栗地区コミュニティバスの運行などによって対処してきました。

その後、高齢者の増加による更なる持続的な公共交通の充実や、今後進めていくまちづくりの実態に合わせた交通体系への見直しに対応するため、平成30年9月に「三条市地域公共交通網形成計画」を策定しました。

国は、令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、地方公共団体による地域公共交通計画作成を努力義務化しました。地域公共交通計画では、従来の地域公共交通網形成計画に対し、計画の対象となる交通サービスや輸送資源の範囲の拡大を始め、定量的な目標設定、毎年度の評価の仕組み等の制度化がなされました。また、令和5年にも改正し、目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加するほか、地域の関係者の連携・協働を通じ、地域公共交通ネットワークを再構築することが求められています。

三条市においても、人口減少・少子高齢化の進展などの社会情勢の変化に加え、

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公共交通利用者の大幅な減少、運転手不足によるサービス低下、原油価格高騰など、公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

三条市では、こうした状況変化を受け、改めて目指すべき公共交通の姿を示すとともに、取組のさらなる強化・充実を図るため、今般、「三条市地域公共交通網形成計画」を改定し、「三条市地域公共交通計画」を策定することとしました。

## (2) 計画の位置付け

三条市地域公共交通計画は、本市の最上位計画である三条市総合計画が掲げる将来都市像「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち」を実現するため、将来のまちづくりの方向性を示して都市機能の再構築に取り組む三条市都市計画マスタープラン及び三条市立地適正化計画の内容に準拠し、三条市の様々な分野の計画と連携の上、持続的かつ効果的な公共交通の運行を実現するための公共交通部門におけるマスタープランとして位置付けます。

また、関連する計画との整合を図りつつ、本誌の各種施策と連携して交通に関わる様々な施策の効果を最大化できるよう努めます。

### ア 三条市総合計画（令和5年4月）

将来都市像及びまちづくりの方向性によって示された目指すまちの姿の実現に向け、三条市の個性や優位性を守りつつ、選びたくなるまち三条であるために幅広い領域の政策や施策を総合的、効果的に推進してまいります。

- ・ 計画期間  
令和5年度～令和10年度
- ・ イメージ



- ・ 公共交通関連における地域公共交通計画との整合性

#### 第5章 住み良い地域づくり

##### 第1節 生活環境の整備

##### 2 公共交通の持続可能性の確保

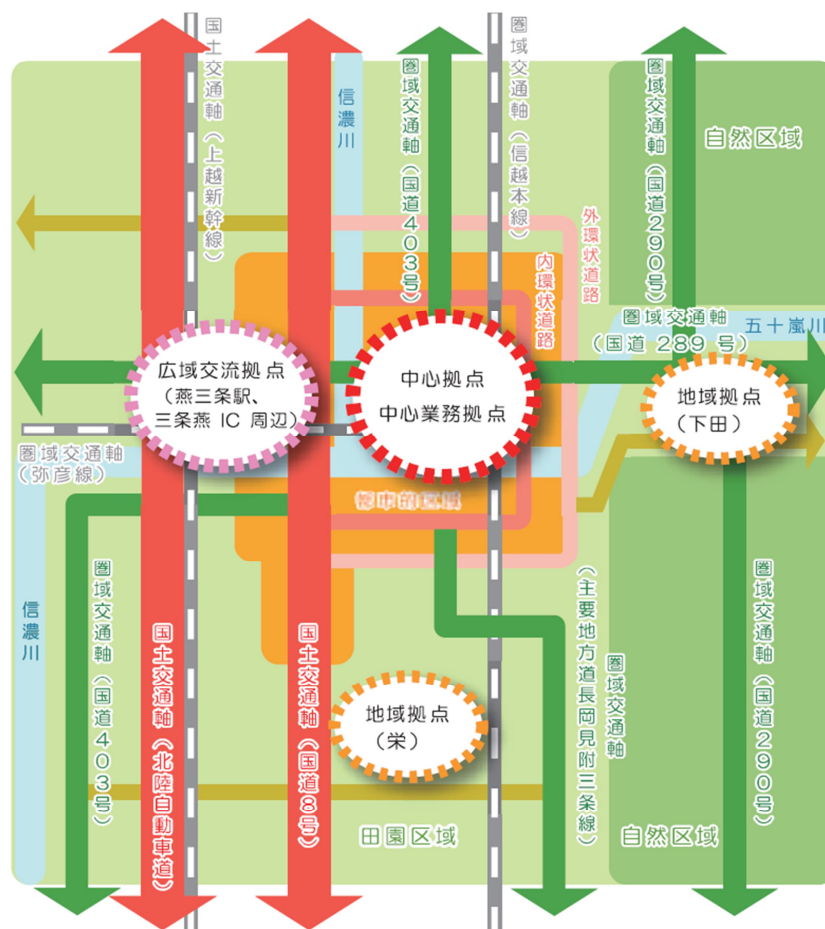
移動の制約を受けやすい高齢者や学生に配慮した持続可能な公共交通体系を構築するため、利便性の向上や新規需要の獲得、運行の効率化などに取り組めます。

##### (1) 利便性の向上

済生会新潟県中央基幹病院の開院を始めとする需要の変化なども念頭に置いた新規バス路線の開設やキャッシュレス決済の導入な

高齢者や障がい者などのニーズに合わせたデマンド交通の停留所の見直しやおでかけパスの充実などに取り組みます。

・イメージ



- ・公共交通関連における地域公共交通計画との整合性

都市計画マスタープランの公共交通施設の整備方針に掲げる次の施策と網形成計画の基本方針に定める「日常生活に溶け込む既存公共交通の磨き上げ」の施策において整合性を図ってまいります。

- ・中心拠点と各地域拠点の公共交通網連携強化
- ・各拠点間の連携強化の取組の検討

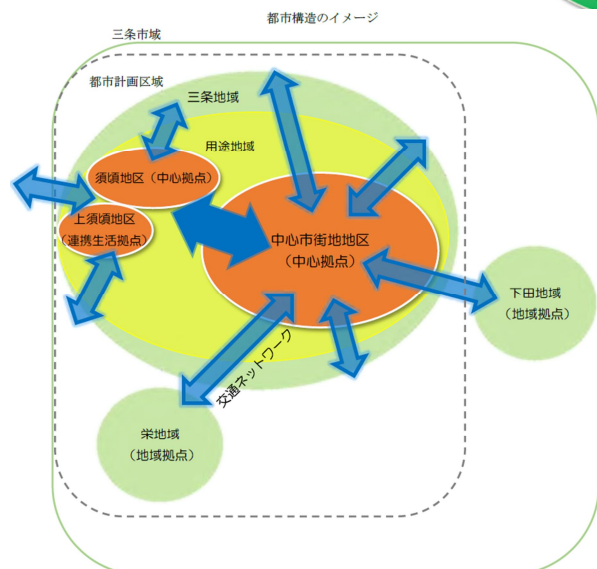
## ウ 三条市立地適正化計画（平成 29 年 3 月）

今日の社会経済情勢等を踏まえながらそれぞれの地域の地の利を生かした都市機能の再構築を図り、既成市街地の人口密度を保つため、持続可能な都市経営の実現、中心市街地の魅力向上、次世代と共に安心して住み続けることのできる環境を創出するため、都市計画区域におけるまちづくりを進めてまいります。

- ・計画期間  
平成 28 年度～令和 17 年度
- ・イメージ

### 都市づくりの理念

豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち



- ・公共交通関連における地域公共交通計画との整合性

立地適正化計画の方針 3 「市街地と周辺地区のネットワークの強化」に掲げる次の施策と網形成計画の基本方針に定める「日常生活に溶け込む既存公共交通の磨き上げ」の施策において整合性を図ってまいります。

- ・中心拠点と各地域拠点の公共交通網連携強化
- ・各拠点間の連携強化の取組の検討

## エ 三条市デジタル田園都市構想総合戦略（令和５年４月）

社会経済情勢がこれまでとは大きく変化している中、三条市総合計画を基にした地方版総合戦略として「デジタル田園都市国家構想」という新しい旗の下、地域の個性を生かしながらデジタルの力によって地方創生の取組を加速化・進化させてまいります。

- ・計画期間

令和５年度～令和７年度

- ・公共交通関連における地域公共交通計画との整合性

移動の制約を受けやすい高齢者や学生に配慮した持続可能な公共交通体系を構築するため、利便性の向上や新規需要の獲得、運行の効率化などに取り組みます。

## オ 第１１次三条市交通安全計画（令和３年９月）

全ての市民が交通事故の危険性にさらされることなく安全に安心して外出できる環境を作ること重要な目的に掲げています。

- ・計画期間

令和３年度～令和７年度

- ・公共交通関連における地域公共交通計画との整合性

高齢者等の移動手段の確保・充実、TDM（交通需要マネジメント）の推進としてマイカー利用増加に伴う渋滞の発生及びそれによる環境への負荷を軽減するため、ノーマイカーデー等の取組のほかデマンド交通「ひめさゆり」の乗合での利用を促進し、公共交通機関の利用を促進します。

## カ その他三条市の方針等との整合について

上記に掲げた以外の三条市の方針等についても、整合を図っていきます。

（三条市公共施設等総合管理計画、三条市公共施設再配置計画、アウトドアのまち三条の推進など）

## (3) 計画の期間及び区域

### ア 計画期間

計画期間は、令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

社会情勢の変化や事業の継続性の担保といった観点から、三条市総合計画の終期と合わせました。

### イ 計画区域

計画の区域は、三条市全域とします。